

6 新型コロナウイルス感染症対応融資（略称：伴走）

一 伴走全国（略称：伴走全国）

I 目的

新型コロナウイルス感染症により、事業活動に影響を受けている東京都内の中小企業者等の資金繰りの円滑化を図るとともに、金融機関が当該中小企業者等に対して継続的な伴走型の支援を実施することにより、中小企業者等の経営の安定化及び生産性の向上等を図ることを目的とする。（国の全国統一保証制度）

II 定義

総則の2（1～2ページ）に定めるとおりとする。

III 融資対象

次の（1）から（4）までを全て満たすもの

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の3、3ページ）を満たすこと。
- （3）次のアからウまでのいずれかに該当すること。

ア セーフティネット保証4号に係る有効期限内の区市町村長の認定^{※1,2}（信用保険法第2条第5項第4号の認定）を取得していること。

イ セーフティネット保証5号に係る有効期限内の区市町村長の認定^{※1}（信用保険法第2条第5項第5号の認定）を取得し、かつ、次のいずれかに該当すること。

- ① 売上高等減少率が15%以上であること。
- ② 売上高等減少率が15%未満のものにあつては、最近1か月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること。

ウ 次のいずれかに該当すること^{※1}。

- ① 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少していること。
- ② 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること。

- （4）経営行動に係る計画（以下「計画」という。）を策定していること。

※1 信用保険法第3条の3の規定による特別小口保険にかかる保証を除く。

※2 セーフティネット保証4号に関しては、新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。

IV 融資条件

資金用途	<p>運転資金・設備資金</p> <p>なお、総則の4（3～4ページ）の「資金用途」に定めるもののほか、原則として既往の保証協会の保証付融資の全てが借り換えの対象となる。</p>																																																												
融資限度額	1億円※1																																																												
融資期間	10年以内（据置期間5年以内を含む。）																																																												
融資利率（年率）	<p><責任共有制度の対象となる場合></p> <p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table border="1"> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以内</td> <td>1.7%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年超 5年以内</td> <td>1.8%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年超 7年以内</td> <td>2.0%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超 10年以内</td> <td>2.2%以内</td> </tr> </table> <p><責任共有制度の対象外となる場合></p> <p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table border="1"> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以内</td> <td>1.5%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年超 5年以内</td> <td>1.6%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年超 7年以内</td> <td>1.8%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超 10年以内</td> <td>2.0%以内</td> </tr> </table>	融資期間	3年以内	1.7%以内		3年超 5年以内	1.8%以内		5年超 7年以内	2.0%以内		7年超 10年以内	2.2%以内	融資期間	3年以内	1.5%以内		3年超 5年以内	1.6%以内		5年超 7年以内	1.8%以内		7年超 10年以内	2.0%以内																																				
融資期間	3年以内	1.7%以内																																																											
	3年超 5年以内	1.8%以内																																																											
	5年超 7年以内	2.0%以内																																																											
	7年超 10年以内	2.2%以内																																																											
融資期間	3年以内	1.5%以内																																																											
	3年超 5年以内	1.6%以内																																																											
	5年超 7年以内	1.8%以内																																																											
	7年超 10年以内	2.0%以内																																																											
返済方法	分割返済（元金据置期間は5年以内）とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。																																																												
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。																																																												
信用保証料	<p>【融資対象（3）ア及びイに該当する場合】</p> <p>全事業者0.85%とする。ただし、本融資における経営者保証免除対応を適用する場合は前述の保証料率に0.2%を上乗せする。</p> <p>なお、信用保証料のうち0.65%（経営者保証免除対応を適用する場合は0.85%）を国が補助する。</p> <p>【融資対象（3）ウに該当する場合】</p> <p>下表に定める料率を適用することとし、同表下欄に掲げる率を国が補助する。</p> <table border="1"> <tr> <td>料率区分</td> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> <td>⑤</td> <td>⑥</td> <td>⑦</td> <td>⑧</td> <td>⑨</td> </tr> <tr> <td>料率（%）</td> <td>1.90</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>1.35</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.80</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> </tr> <tr> <td>補助（%）</td> <td>0.75</td> <td>0.75</td> <td>0.70</td> <td>0.65</td> <td>0.55</td> <td>0.50</td> <td>0.40</td> <td>0.30</td> <td>0.25</td> </tr> </table> <p>ただし、本融資における経営者保証免除対応を適用する場合は下表に定める料率を適用することとし、同表下欄に掲げる率を国が補助する。</p> <table border="1"> <tr> <td>料率区分</td> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> <td>⑤</td> <td>⑥</td> <td>⑦</td> <td>⑧</td> <td>⑨</td> </tr> <tr> <td>料率（%）</td> <td>2.10</td> <td>1.95</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>1.35</td> <td>1.20</td> <td>1.00</td> <td>0.80</td> <td>0.65</td> </tr> <tr> <td>補助（%）</td> <td>0.95</td> <td>0.95</td> <td>0.90</td> <td>0.85</td> <td>0.75</td> <td>0.70</td> <td>0.60</td> <td>0.50</td> <td>0.45</td> </tr> </table>	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	料率（%）	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	補助（%）	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	料率（%）	2.10	1.95	1.75	1.55	1.35	1.20	1.00	0.80	0.65	補助（%）	0.95	0.95	0.90	0.85	0.75	0.70	0.60	0.50	0.45
料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																				
料率（%）	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45																																																				
補助（%）	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25																																																				
料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																				
料率（%）	2.10	1.95	1.75	1.55	1.35	1.20	1.00	0.80	0.65																																																				
補助（%）	0.95	0.95	0.90	0.85	0.75	0.70	0.60	0.50	0.45																																																				
保証人	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。なお、本融資における経営者保証免除対応※2を適用する場合は、法人代表者の連帯保証を徴求しない。																																																												
物的担保	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。																																																												
その他	金融機関及び融資対象者の責務及び報告などその他の条件については、国の「伴走支援型特別保証制度要綱」の定めるとおりとする。																																																												

※1 令和3年度以降の「伴走全国」、全国の信用保証協会の「伴走支援型特別保証制度」の既往

融資残額を含める。

※2 本融資において、次の①及び②を満たす場合に、保証料率を0.2%上乘せすることにより経営者保証を免除することができる。

- ① 令和2年1月29日時点における直近の決算から「経営者保証免除対応確認書」記入日時点における直近決算までのいずれかにおいて資産超過であること。
- ② 直近決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない。

二 伴走対応（略称：伴走対応）

I 目的

新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けており、伴走全国を含む伴走支援型特別保証制度（以下、「伴走全国等」という。）の融資限度額の範囲内では必要な資金調達額を賄うことができない東京都内の中小企業者等の資金繰りの円滑化を図るとともに、金融機関が当該中小企業者等に対して継続的な伴走型の支援を実施することにより、中小企業者等の経営の安定化及び生産性の向上等を図ることを目的とする。

II 定義

総則の 2（1～2 ページ）に定めるとおりとする。

III 融資対象

次の（1）から（4）までを全て満たすもの

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）融資対象の基本要件（総則の 3、3 ページ）を満たすこと。
- （3）次のアからウまでのいずれかに該当すること。

ア セーフティネット保証 4 号に係る有効期限内の区市町村長の認定^{※1,2}（信用保険法第 2 条第 5 項第 4 号の認定）を取得している。

イ セーフティネット保証 5 号に係る有効期限内の区市町村長の認定^{※1}（信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号の認定）を取得し、かつ、次のいずれかに該当すること。

- ① 売上高等減少率が 15%以上であること。
- ② 売上高等減少率が 15%未満のものにあつては、最近 1 か月間に対応する前年同月の売上高が令和 2 年 1 月 29 日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して 15%以上減少していること。

ウ 次のいずれかに該当すること^{※1}。

- ① 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少していること。
- ② 最近 1 か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること。

- （4）本制度の申込み時点で、既に伴走全国等の利用残高がある（本件と同時に融資実行をする場合を含む。）こと。

※1 信用保険法第 3 条の 3 の規定による特別小口保険にかかる保証を除く。

※2 セーフティネット保証 4 号に関しては、新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。

IV 融資条件

資金用途	<p>運転資金・設備資金</p> <p>ただし、伴走全国等の既往融資の返済を資金用途とした本融資の申込みはできない。</p>																								
融資限度額※	<p>1億8,000万円（組合3億8,000万円）</p> <p>ただし、本融資の実行金額が、「伴走全国」の融資限度額の空き枠の範囲内となる場合は利用できない（伴走全国、伴走特別又はその他の「伴走支援型特別保証制度（全国統一保証制度）」の保証を付した融資を利用すること）。</p>																								
融資期間	10年以内（据置期間5年以内を含む。）																								
融資利率 （年率）	<p><責任共有制度の対象となる場合></p> <p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以内</td> <td>1.7%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年超 5年以内</td> <td>1.8%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年超 7年以内</td> <td>2.0%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超</td> <td>2.2%以内</td> </tr> </table> <p><責任共有制度の対象外となる場合></p> <p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以内</td> <td>1.5%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年超 5年以内</td> <td>1.6%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年超 7年以内</td> <td>1.8%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超</td> <td>2.0%以内</td> </tr> </table>	融資期間	3年以内	1.7%以内		3年超 5年以内	1.8%以内		5年超 7年以内	2.0%以内		7年超	2.2%以内	融資期間	3年以内	1.5%以内		3年超 5年以内	1.6%以内		5年超 7年以内	1.8%以内		7年超	2.0%以内
融資期間	3年以内	1.7%以内																							
	3年超 5年以内	1.8%以内																							
	5年超 7年以内	2.0%以内																							
	7年超	2.2%以内																							
融資期間	3年以内	1.5%以内																							
	3年超 5年以内	1.6%以内																							
	5年超 7年以内	1.8%以内																							
	7年超	2.0%以内																							
返済方法	分割返済（元金据置期間は5年以内）とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。																								
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。																								
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が小規模企業者に対して信用保証料の2分の1を補助する。																								
保証人	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。																								
物的担保	総則の4（3～4ページ）に定めるとおりとする。																								

※ 令和3年度以降の「伴走対応」の既往融資残高を含める。

三 手続

I 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの保証申込み受付（東京信用保証協会の受付）とする。

(2) 融資申込受付機関

総則の5（5～6ページ）に定めるとおりとする。

(3) 融資申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

書 類 名		必要部数
共通	総則の5（5～6ページ）に定める書類	所定部数
伴走全国	次の（1）から（5）までの書類 （1）融資対象（3）ア及びイに該当する場合は、セーフティネット保証4号又は5号に係る有効期限内の区市町村長の認定の写し （2）融資対象（3）イ②及び（3）ウに該当する場合は売上高減少要件確認書の写し ^{※1} （3）経営行動計画書の写し ^{※1,2,3} （4）情報提供等に関する同意書（様式41） ^{※4} （5）経営者保証免除対応を適用する場合は「経営者保証免除対応確認書」	各1部
伴走対応	次の（1）から（4）までの書類 （1）融資対象（3）ア及びイに該当する場合は、セーフティネット保証4号又は5号に係る有効期限内の区市町村長の認定の写し （2）融資対象（3）イ②及び（3）ウに該当する場合は売上高減少要件確認書の写し ^{※1} （3）経営行動計画書の写し ^{※1,2,3} （4）情報提供等に関する同意書（様式41） ^{※4}	各1部

※1 中小企業庁又は東京信用保証協会のHPからダウンロード可能。

※2 申込みの都度必要。ただし、同一金融機関への複数口（「伴走全国」「伴走対応」の制度の別を問わない。）の同時申込の場合は1部のみの提出も可能とする。なお、有効期限は計画策定日から起算して概ね3か月とする。

※3 他の金融機関との間で作成した計画書を利用することはできない。

※4 申込みの都度必要。ただし、同一金融機関への複数口（「伴走全国」「伴走対応」の制度の別を問わない。）の同時申込の場合は1部のみの提出も可能とする。

II 融資申込受付後の処理

総則の6（6ページ）に定めるとおりとする。

III 関係書類の表示

伴走全国の関係書類には「伴走全国」、伴走対応の関係書類には「伴走対応」の表示をする。

IV 期中の報告等

国の「伴走支援型特別保証制度要綱」に定める報告等を行うこと。ただし、伴走対応についてはモニタリング報告は不要とする。

附 則

- 1 この要項は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度東京都中小企業制度融資要項に基づき申込みのあったもので未処理のものは、令和3年度東京都中小企業制度融資要項で処理する。

附 則

この要項は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この改定（令和4年9月30日付4産労金第686号決定）は、別に定める施行日があるものを除き、令和4年10月1日から施行する。

なお、「事業承継（経営者保証不要型）」は令和4年8月31日に遡及し施行する。